

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月23日
【報告者の氏名又は名称】	モノリスホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 G C A サヴィアン株式会社
【電話番号】	(03) 6212-7237
【事務連絡者氏名】	平川 俊輔
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	モノリスホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、モノリスホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、1stホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

1 s t ホールディングス株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- (a) 平成17年2月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年2月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回B種新株予約権(以下「第1回B種新株予約権」といいます。)
- (b) 平成18年7月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回D種新株予約権(以下「第1回D種新株予約権」といいます。)
- (c) 平成18年7月10日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回E種新株予約権(以下「第1回E種新株予約権」といいます。)
- (d) 平成21年9月15日開催の対象者臨時株主総会及び平成22年4月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)
- (e) 平成23年5月27日開催の対象者定時株主総会及び平成23年6月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)
- (f) 平成24年5月30日開催の対象者定時株主総会及び平成24年6月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といい、第1回B種新株予約権、第1回D種新株予約権、第1回E種新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権と併せて、「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成25年4月8日(月曜日)から平成25年5月22日(水曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,700,644株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(30,634,165株)が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年5月23日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	30,234,165株	30,234,165株
新株予約権証券	400,000株	400,000株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等信託受益証券()	- 株	- 株
株券等預託証券()	- 株	- 株
合計	30,634,165株	30,634,165株
(潜在株券等の数の合計)	(400,000株)	(400,000株)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	306,341
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	4,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	404
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	404
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(g)	308,050
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	96.50

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」は、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)及び公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式を公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年1月11日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の対象者の発行済株式総数(34,768,172株、なお、対象者によれば、対象者の発行済株式総数については、平成24年11月30日以降平成25年2月28日までに変動がないとのこと)に、平成25年2月28日現在の本新株予約権(対象者によれば、対象者の第43期第2四半期報告書(平成24年10月12日付提出)及び対象者の第42期有価証券報告書(平成24年5月31日付提出)に記載された本新株予約権(第4回新株予約権については平成24年8月31日現在、それ以外の新株予約権については平成24年4月30日現在となります。))のうち、第1回D種新株予約権329個、第2回新株予約権388個及び第3回新株予約権110個が平成24年4月30日以降、第4回新株予約権61個が平成24年8月31日以降、平成25年2月28日までに行使又は消却され、その他については変動がないとのこと)の目的である対象者の株式の数(968,700株)を加算した株式数から、対象者の平成25年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(3,948,900株)を控除した株式数(31,787,972株)に係る議決権数(317,879個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。